

## ○ 駒ヶ根市役所インターンシップ実施要領

平成 27 年 6 月 17 日 総務部長通知第 44 号

(目的)

第 1 条 この要領は、駒ヶ根市（以下「市」という。）が学生に対して市の組織機関における就業体験（以下「インターンシップ」という。）の機会を提供することについて必要な事項を定めるとともに、市政に対する理解の促進及び学生の就業意識の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき設置された大学院、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に在学する学生とする。

(申込手続等)

第 3 条 インターンシップを希望する学生は、駒ヶ根市役所インターンシップ申込書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申込書の提出があったときは、受入れの可否を決定し、申込者に対し決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

3 市長は、前 2 項の規定により学生の受入れを決定したときは、学生が在学する大学等とインターンシップの取扱い等を定めた協定書（様式第 3 号）を締結するものとする。

(報酬等)

第 4 条 市は、インターンシップにより受け入れる学生（以下「実習生」という。）に対して、報酬、賃金、手当及び交通費その他一切の金品を支給しない。

(実習生の身分)

第 5 条 市は、実習生に対し、市職員としての身分を与えない。

(実習生の服務等)

第 6 条 実習生は、インターンシップ期間中は市職員の指示に従うとともに、与えられた職務に専念しなければならない。

2 実習生は、市職員が遵守すべき法令及び条例等を遵守しなければならない。

3 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

4 実習生は、インターンシップにおいて知りえた秘密及び情報を第三者に漏らしてはならない。インターンシップ終了後においても同様とする。

5 実習生は、インターンシップの成果を外部に発表する場合には、事前に市長の承認を得なければならない。

(誓約書)

第 7 条 実習生は、インターンシップを実施する前に、誓約書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(事故の責任等)

第8条 実習生が在学する大学等及び実習生は、インターンシップ期間中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、事故等に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が故意又は過失により市又は第三者に対して損害を与えたときは、実習生が在学する大学等及び実習生は、市又は第三者に対して連帯して責任を負うとともに、その損害を賠償しなければならない。

(受入れの中止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちにインターンシップの受入れを中止することができる。

- (1) 実習生が第6条の規定に従わないとき
- (2) 実習生が正当な理由なくインターンシップに参加しないとき
- (3) 実習生の受入れにより、市の業務に支障を来たと認められる事態が生じたとき
- (4) その他受入れを継続することが困難であると判断したとき

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月17日から施行する。



(様式第 2 号)

インターンシップ受入 (可否) 決定通知書

文書番号

年 月 日

(申込者)

様

駒ヶ根市長 伊藤 祐三

年 月 日付で申込みのありました駒ヶ根市役所インターンシップについて、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

受入れの可否	
受入れる学生の情報	(氏名) (学校・学部・学科・学年)
受入れる部署	
受入れる期間	
受入れの条件等	
<ol style="list-style-type: none"><li>1 市からは、報酬、賃金、手当、交通費その他一切の金品の支給はないこと。</li><li>2 実習時間は、原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとすること。 (休憩時間は、正午から午後 1 時まで)</li><li>3 実習期間中は、市職員の指示に従い、与えられた職務に専念すること。</li><li>4 地方公務員法等の関係法令、市の条例等の規定を遵守すること。</li><li>5 市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為はしないこと。</li><li>6 知り得た秘密、情報を漏らさないこと。(インターンシップ終了後においても同様であること。) 個人情報の内容をみだりに他人(家族を含む。)に話し、又は不当に閲覧しないこと。</li><li>7 インターンシップの成果を外部に発表する場合には、事前に承認を得ること。</li><li>8 インターンシップを実施する前に、誓約書を提出すること。</li><li>9 市は、実習期間中に発生した事故等については、補償しないこと。(個人の加入する保険により対応すること。)</li><li>10 実習生による故意又は過失による損害に対しては、実習生が責任を負うこと。</li></ol>	

(様式第3号)

# 協 定 書

大学等（以下「甲」という）と駒ヶ根市長（以下「乙」という。）は、甲に在学する学生（以下「実習生」という。）の乙におけるインターンシップの実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（学生の受入れ）

第1条 乙は、駒ヶ根市役所インターンシップ実施要領の規定に基づき、実習生を次のとおり受入れる。

（氏名）

（学校・学部・学科・学年）

（受入れる部署）

（受入れる期間）

（実習時間）

第2条 実習生のインターンシップ期間における実習時間は、乙の職員の勤務時間の例による。

（報酬等）

第3条 乙は、実習生に対して、報酬、賃金、手当及び交通費その他一切の金品を支給しない。

（服務等）

第4条 実習生は、インターンシップ期間中は乙の職員の指示に従うとともに、与えられた職務に専念しなければならない。

2 実習生は、乙の市職員が遵守すべき法令及び条例等を遵守しなければならない。

3 実習生は、乙の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

4 実習生は、インターンシップによって知りえた秘密及び情報を第三者に漏らしてはならない。インターンシップ終了後においても同様とする。

5 実習生は、インターンシップの成果を外部に発表する場合には、事前に市長の承認を得なければならない。

（事故の責任等）

第5条 甲及び実習生は、インターンシップ期間中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、事故等に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が故意又は過失により乙又は第三者に対して損害を与えたときは、甲及び実習生は、乙又は第三者に対して連帯して責任を負うとともに、その損害を賠償しなければならない。

(受入れの中止)

第6条 乙は、実習生の行為が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちにインターンシップの受入れを中止することができる。

- (1) 実習生が第4条の規定に従わないとき
- (2) 実習生が正当な理由なくインターンシップに参加しないとき
- (3) 実習生の受入れにより、市の業務に支障を来たと認められる事態が生じたとき
- (4) その他受入れを継続することが困難であると判断したとき

(補則)

第7条 この協定書に定めるもののほか、インターンシップの実施に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号  
駒ヶ根市長 伊藤 祐三

(様式第4号)

# 誓 約 書

年 月 日

駒ヶ根市長 伊 藤 祐 三 あて

【学 校 等 名】

【学部・学科・学年】

【現 住 所】

【氏名（自書）】

私は、駒ヶ根市役所においてインターンシップを実施するに当たり、下記の事項を遵守することを誓います。

## 記

- 1 インターンシップの期間中は、地方公務員関係法令及び駒ヶ根市の条例等の規定を遵守します。
- 2 駒ヶ根市職員の指示及び指導に従い、実習に専念します。
- 3 駒ヶ根市の名誉を傷つけ、又は、信用を失墜させる言動は行いません。
- 4 インターンシップによって知り得た駒ヶ根市及び駒ヶ根市に属する市民等の秘密及び情報は、他人（家族を含む。）に漏らしたりしません。
- 5 自己の責任において傷害保険及び賠償責任保険に加入するとともに、故意又は過失により駒ヶ根市や第三者に対して損害を及ぼしたときは、自らの責任において賠償します。
- 6 インターンシップ期間中の自己の災害（病気や怪我）に対しては、自己の責任において処理します。
- 7 インターンシップの成果を外部に発表する場合には、事前に駒ヶ根市長の承認を得ます。

以上